

ID: 326

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	施設の維持運営に関する協定の認定		
法令名 根拠条項	農業振興地域の整備に関する法律 第18条の12第1項		
法令番号	昭和44年法律第58号		
【基準】 法第18条の12第1項及び第3項の規定による。 (施設の維持運営に関する協定の締結等) 第18条の12 農業者その他の土地所有者等に係る土地が利益を受け、又は農業者その他の者の共同の利用に供されている農業振興地域における農業用排水施設(政令で定める施設を除く。以下この条において同じ。)その他の第8条第2項第2号に掲げる事項に係る施設又は同項第4号若しくは第6号に規定する施設であつて、農業用排水施設により利益を受ける土地に係る土地所有者等又は農業用排水施設以外の施設の利用者が共同して行う維持、運営その他の行為(以下この条において「維持運営」という。)により機能の保持を図る必要があるものとして農林水産省令で定めるものについて、農業者その他の土地所有者等又は利用者は、その施設の適正な維持運営を確保するため、当該施設について設置者又は管理者がある場合には当該設置者又は管理者の同意を得て、当該施設の維持運営に関する協定(以下この条において「協定」という。)を締結し、当該協定が適当である旨の市町村長の認定を受けることができる。 2 略 3 市町村長は、第1項の認定の申請が次の各号のすべてに該当するときは、同項の認定をするものとする。 (1) 農業用排水施設に係る協定にあつては当該農業用排水施設により利益を受ける土地の区域に係る土地所有者等の、その他の協定にあつては協定の目的となる施設の利用者の相当部分が協定に参加していること。 (2) 協定において定める施設の維持運営に関する事項の内容が適切であり、かつ、農業振興地域整備計画の達成に資するものであること。 (3) 協定において定める前項第3号から第6号までに掲げる事項の内容が妥当なものであること。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日